

令和3年4月1日

学校法人鹿児島純心女子学園 一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<対策>

- ・令和3年4月～ 学園内各所属の職員研修において、女性活躍推進法の基本方針、一般事業主行動計画等の解説を行う。
- ・令和3年4月～ 各年度間に私学関係団体等の各種研修会（教務、会計経理、入試広報、学生指導、キャリア教育・就職支援、図書館司書教育、建学の精神、財務分析、第三者評価、ガバナンス改革等）に積極的に参加する。

目標2 年次有給休暇取得率を55%以上にする。

<対策>

- ・令和3年4月～ 年次有給休暇取得の義務化の周知及び計画的な年次有給休暇取得の推進を図る。
- ・令和3年4月～ 定期的に年休取得状況の確認を行う。